

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針

平成 29 年 12 月 15 日
内閣総理大臣決定
令和元年 6 月 12 日変更

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 16 条の 5 第 3 項の規定に基づき、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針を次のように決定する。

なお、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号。以下「入管法等改正法」という。）に基づく特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、農業が特定産業分野に位置付けられたことに鑑み、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業は段階的に特定技能の在留資格に係る制度（以下「新制度」という。）に移行することとする。

第 1 目的・趣旨

国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第 16 条の 5 第 1 項に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（以下「本事業」という。）は、我が国農業経営者等が経営規模の拡大や成長産業化の推進などによる「強い農業」を実現し、農業の国際競争力の強化を図る観点から、国家戦略特別区域内において試行的に、国家戦略特別区域会議の下に置く適正受入管理協議会による管理体制の下、農業支援活動を行う外国人（同項に基づく政令で定める要件を満たすものに限る。以下「外国人農業支援人材」という。）を特定機関が雇用契約に基づいて受け入れる事業である。本事業の適正かつ確実な実施を図るため、同条第 3 項の規定に基づき、この指針において、本事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関その他関係者が講ずべき措置を定める。

第 2 用語

この指針において使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 「関係自治体」とは、本事業を定めた法第 9 条第 1 項に規定する認定区域計画（以下「認定区域計画」という。）において農業支援活動を行う区域として定められた区域（以下「事業実施区域」という。）の属する地方公共団体であって、認定区域計画に定められたものをいう。
- 2 「適正受入管理協議会」とは、本事業を適正かつ確実に実施するため、国家戦略特別区域会議の下に設置し、第 3 に定めるところにより業務を行う協議会をいう。
- 3 「派遣先農業経営体」とは、事業実施区域内において農業経営を行う個人又は法人であって、特定機関から派遣される外国人農業支援人材による農業支援活動の提供を受けるもの（第 7 第 1 項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。

第3 適正受入管理協議会

- 1 適正受入管理協議会は、関係自治体、内閣府地方創生推進事務局、地方出入国在留管理局、都道府県労働局及び地方農政局により構成するものとする。
- 2 適正受入管理協議会は、前項に定める構成員の協議により、必要に応じて、当該構成員以外の機関をその構成員として加えることができる。
- 3 適正受入管理協議会は、本事業を適正かつ確実に実施するため、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 特定機関として外国人農業支援人材を受け入れようとする者が法第16条の5第1項に基づく政令で定める基準（以下「特定機関の基準」という。）に適合していることの確認に関すること。
 - (2) 特定機関からの報告の受理及び聴取に関すること。
 - (3) 特定機関に対する巡回指導に関すること。
 - (4) 特定機関に対する監査に関すること。
 - (5) 派遣先農業経営体に対する現地調査に関すること。
 - (6) 外国人農業支援人材の保護に関すること。
 - (7) 特定機関において外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となった場合の措置に関すること。
 - (8) その他本事業の適正かつ確実な実施のために必要なこと。

第4 特定機関の基準適合性についての確認

特定機関として外国人農業支援人材を受け入れようとする者は、別に定める様式により、農業支援活動の提供を行おうとする区域の属する国家戦略特別区域に係る適正受入管理協議会に申請し、特定機関の基準に適合していることの確認を受けなければならない。ただし、新制度への移行に向けて、適正受入管理協議会は当該申請の受付を速やかに締め切るものとし、具体的な受付期限は、各適正受入管理協議会において定める。

第5 特定機関による外国人農業支援人材の雇用

- 1 特定機関は、事業実施区域内又はこれに隣接する市町村の区域内（認定区域計画において別途定めた区域がある場合には、当該区域内）に所在する労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第3号に規定する労働者派遣事業をいう。）を行う本社又は直営の事業所において、外国人農業支援人材を派遣労働者としてフルタイムで雇用し、職務内容、雇用期間、報酬額その他の雇用条件を明確に定めた雇用契約を文書により締結しなければならない。
- 2 特定機関は、前項の雇用契約を締結する場合において、外国人農業支援人材が法第16条の5第1項に基づく政令で定める要件を満たすことの確認に努めるとともに、渡航に要する費用その他の費用の負担者、負担割合等に関係当事者の合意により明確かつ適切に定め、これを文書により締結しなければならない。
- 3 第1項の報酬額は、同等の農業支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上でなければならない。
- 4 第1項の雇用契約を締結するに当たっては、外国人農業支援人材の本事業に基づく

農業支援活動は通算して3年までとする。また、第1項の雇用契約を締結するに当たっては、雇用契約期間の始期は、契約更新の場合や特定機関に責がない場合を除き、令和2年（2020年）3月31日までとしなければならない。

- 5 特定機関は、外国人農業支援人材を受け入れるに当たって、当該外国人農業支援人材又はその家族等の密接な関係を有する者（以下「外国人農業支援人材等」という。）から、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理してはならず、かつ、外国人農業支援人材等との間で、雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結してはならない。
- 6 特定機関は、前項の受入れに際して他の機関が関与する場合は、当該機関が外国人農業支援人材等との間で同項に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は契約の締結をしていないことを確認しなければならない。かつ、当該機関との間で当該契約の締結をしてはならない。
- 7 特定機関は、事業実施区域を含む都道府県内（認定区域計画において別途定めた区域がある場合には、当該区域内）において、外国人農業支援人材の住居を確保しなければならない。この場合において、特定機関は、派遣先農業経営体の所在地その他の事情により、外国人農業支援人材による農業支援活動の提供に著しい支障を来すおそれがあり、かつ、外国人農業支援人材が同意するときは、派遣先農業経営体が保有する住居を外国人農業支援人材の住居とすることができる。
- 8 特定機関は、食費、居住費、その他名目のいかんを問わず外国人農業支援人材に定期的に費用を負担させるときは、当該外国人農業支援人材に、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解させ、当該外国人農業支援人材と文書をもって合意し、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額としなければならない。
- 9 特定機関は、外国人農業支援人材に対し、農業支援活動に関する教育訓練、日常生活及び農業支援活動に必要な日本語能力、在留上及び就業上理解しておくべき関係法令、苦情及び相談を受ける窓口等について、必要な研修を行わなければならない。
- 10 特定機関は、外国人農業支援人材が、居住地域において安心して日常生活を営むために必要な支援を適切に実施しなければならない。
- 11 特定機関は、受け入れる外国人農業支援人材に従事させる業務に従事する相当数の労働者を非自発的に離職させてはならない。

第6 外国人農業支援人材による農業支援活動の提供

- 1 特定機関は、派遣先農業経営体との間の労働者派遣契約に基づき、外国人農業支援人材による農業支援活動を提供するものとする。
- 2 特定機関は、事業実施区域以外の区域において外国人農業支援人材による農業支援活動を提供してはならない。
- 3 特定機関は、派遣先農業経営体が外国人農業支援人材に事業実施区域以外の区域において農業支援活動をさせ、又は外国人農業支援人材に農業支援活動以外の業務をさせないようにしなければならない。

第7 特定機関による外国人農業支援人材の派遣

- 1 特定機関は、派遣先農業経営体が次の各号のいずれの要件にも該当する場合に限り、当該派遣先農業経営体と外国人農業支援人材に係る労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）を締結し、同契約に基づき外国人農業支援人材を当該派遣先農業経営体に派遣することができる。
- (1) 過去5年以内に労働者を一定期間以上雇用した経験がある者であるか、又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者とする者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ② 出入国若しくは労働に関する法律の規定（④に規定する規定を除く。）又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ④ 健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第1項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の2若しくは第104条第1項（同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第1項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ⑤ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ⑥ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者
 - ⑦ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。⑫において同じ。）であった者で、当該取消しの

日から起算して5年を経過しない者

⑧ 過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

⑨ 過去5年以内にこの指針に照らし不正又は著しく不当な行為をした者

⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下⑩において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（⑬において「暴力団員等」という。）

⑪ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が①から⑩又は⑫のいずれかに該当するもの

⑫ 法人であって、その役員のうち①から⑩のいずれかに該当する者があるもの

⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(3) 受け入れる外国人農業支援人材に従事させる業務に従事する相当数の労働者を非自発的に離職させていないこと。

(4) 外国人農業支援人材の労働時間、休憩及び休日について適切に配慮すること。

(5) 外国人農業支援人材を派遣先農業経営体が保有する住居に住み込みさせる場合にあっては、当該住居における生活環境について適切に配慮すること。

(6) 第8の規定による報告について適切に対応すること。

(7) 適正受入管理協議会が第11の規定による現地調査を行う場合には、これを妨げないこと。

(8) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者派遣法など本事業の適正な実施に必要な法令の規定を遵守するために必要な措置を講ずること。

2 特定機関は、派遣先農業経営体との間で、外国人農業支援人材による農業支援活動の提供に係る労働者派遣契約を締結するときには、外国人農業支援人材が派遣先農業経営体において行う農業支援活動の具体的な内容をあらかじめ明確に定めなければならない。その際、農業支援活動の内容は農作業を主としなければならない。また、派遣元事業主として出入国管理及び難民認定法、労働基準法、労働者派遣法など本事業の適正な実施に必要な法令の規定を遵守するために必要な措置を講じなければならない。

3 特定機関は、労働者派遣法第28条に定める場合のほか、派遣先農業経営体がこの指針に照らし不適切な行為をした場合は、当該派遣先農業経営体に対する労働者派遣を停止し、又は当該派遣先農業経営体との間の労働者派遣契約を解除しなければならない。また、特定機関は、第10第5項又は第11第2項の規定に基づき適正受入管理協議会から是正のための措置の実施を求められた場合において、派遣先農業経営体に対し当該措置その他必要な措置を講ずることを求めたときは、当該各項の規定による適正受入管理協議会への報告を終えるまでの間、当該派遣先農業経営体に対する労働者派遣を一時停止するなど、必要かつ適切な対応をしなければならない。

第8 特定機関への報告

1 特定機関は、労働者派遣法第42条第3項に規定する通知のほか、少なくとも3月に1回、次に掲げる事項について派遣先農業経営体から特定機関に報告させなければならない。ただし、本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がいない場合はこの限り

ではない。

- (1) 報告期間内の外国人農業支援人材に従事させる業務と同等の業務に従事する日本人従業員の雇用状況
 - (2) 報告期間内の外国人農業支援人材及び外国人農業支援人材に従事させる業務と同等の業務に従事する日本人従業員の就労状況
 - (3) 報告期間内の外国人農業支援人材からの苦情又は相談の件数及びその内容
 - (4) 労働条件の確保状況
 - (5) 安全衛生の確保状況
- 2 特定機関は、次に掲げる場合は、速やかに派遣先農業経営体から報告させなければならない。
- (1) 派遣先農業経営体が第7第1項各号に該当しなくなった場合
 - (2) 特定機関との労働者派遣契約の継続が困難となる事由（外国人農業支援人材が行方不明になった場合を含む。）が生じた場合
 - (3) 外国人農業支援人材又は外国人農業支援人材による農業支援活動に関し重大な問題が生じた場合
 - (4) その他本事業の適正かつ確実な実施を図るため報告が必要である場合
- 3 前各項のほか、特定機関は、適正受入管理協議会から求めがあったとき、又は、特定機関が必要と認めるときは、速やかに、派遣先農業経営体から本事業の実施状況その他必要な事項について報告させなければならない。

第9 適正受入管理協議会への報告

- 1 特定機関は、次に掲げる事項について、1月に1回、別に定める様式により、適正受入管理協議会に報告しなければならない。ただし、本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がいない場合はこの限りではない。
- (1) 報告期間内の派遣先農業経営体数及び派遣先農業経営体の所在地
 - (2) 報告期間内の外国人農業支援人材の派遣状況
- 2 特定機関は、次に掲げる事項について、少なくとも3月に1回、別に定める様式により、適正受入管理協議会に報告しなければならない。ただし、本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がいない場合はこの限りではない。
- (1) 報告期間内の外国人農業支援人材及び外国人農業支援人材に従事させる業務と同等の業務に従事する日本人従業員の雇用状況
 - (2) 報告期間内の外国人農業支援人材及び外国人農業支援人材に従事させる業務と同等の業務に従事する日本人従業員の就労状況
 - (3) 報告期間内の外国人農業支援人材及び外国人農業支援人材に従事させる業務と同等の業務に従事する日本人従業員による農業支援活動の提供状況
 - (4) 外国人農業支援人材に対する研修及び情報の提供その他の必要な支援の実施状況
 - (5) 報告期間内の外国人農業支援人材及び派遣先農業経営体からの苦情又は相談の件数及びその内容
 - (6) 労働条件の確保状況
 - (7) 安全衛生の確保状況
 - (8) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入状況

- 3 特定機関は、次に掲げる場合は、速やかに適正受入管理協議会に報告しなければならない。
- (1) 第4の規定により申請した事項に変更が生じた場合（新たに外国人農業支援人材を雇用することになった場合及び雇用していた外国人農業支援人材が退職した場合を含む。）
 - (2) 特定機関の基準のいずれかに適合しなくなった場合
 - (3) 外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となる事由（外国人農業支援人材が行方不明になった場合を含む。）が生じた場合
 - (4) 外国人農業支援人材又は外国人農業支援人材による農業支援活動に関し重大な問題が生じた場合
 - (5) 第7第3項の規定による労働者派遣の一時停止等があった場合
 - (6) その他本事業の適正かつ確実な実施を図るため報告が必要である場合
- 4 前各項のほか、特定機関は、適正受入管理協議会から求めがあったときは、速やかに、当該求めに応じた本事業の実施状況その他必要な事項について報告しなければならない。

第10 特定機関への巡回指導及び監査

- 1 特定機関は、第9の報告内容等について、少なくとも1年に1回、外国人農業支援人材を雇用している本社又は直営事業所において、適正受入管理協議会による巡回指導を受けなければならない。ただし、本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がいない場合はこの限りではない。
- 2 特定機関は、次に掲げる事項について、少なくとも1年に1回、外国人農業支援人材を雇用している本社又は直営事業所において、適正受入管理協議会による監査を受けなければならない。ただし、本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がいない場合はこの限りではない。
- (1) 適正な農業支援活動の提供に関すること。
 - (2) 適正な労働条件の確保（第5第3項の規定による同等の農業支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の報酬の確保を含む。）に関すること。
 - (3) 安全衛生の確保に関すること。
 - (4) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること。
 - (5) 出入国管理及び難民認定法の遵守に関すること。
 - (6) その他適正受入管理協議会が必要と認めること。
- 3 前項のほか、特定機関は、適正受入管理協議会が第9の報告内容又は第1項の巡回指導の結果等により必要と判断した場合には、前項に準じて監査を受けなければならない。
- 4 第1項の規定による巡回指導又は第2項若しくは第3項の規定による監査において、特定機関は、適正受入管理協議会から求めがあったときは、巡回指導又は監査に係る事項について、書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。
- 5 第1項の規定による巡回指導並びに第2項及び第3項の規定による監査において、適正受入管理協議会が本事業の適切かつ確実な実施の観点から、期限を定め、特定機関に対し是正のための措置を講ずることを求めたときは、当該特定機関は、当該期間内に

当該是正のための措置を講じ、その内容について適正受入管理協議会に報告しなければならない。

第 11 派遣先農業経営体への現地調査

- 1 特定機関は、適正受入管理協議会が第 9 の報告内容等について確認するため現地調査が必要と判断した場合には、派遣先農業経営体に、適正受入管理協議会による現地調査を受けさせなければならない。
- 2 前項の現地調査の結果、適正受入管理協議会が本事業の適正かつ確実な実施の観点から、期限を定め、特定機関に対し是正のための措置を講ずることを求めたときは、当該特定機関は、当該派遣先農業経営体と連携して、当該期間内に当該是正のための措置を講じ、その内容について適正受入管理協議会に報告しなければならない。

第 12 外国人農業支援人材の保護

- 1 特定機関は、外国人農業支援人材の苦情及び相談を受ける窓口を設け、適切に対応できる体制とするとともに、派遣先農業経営体において外国人農業支援人材が不当に扱われた場合等に対応して、外国人農業支援人材を保護する仕組みを設けなければならない。ただし、新制度への移行により、本事業に基づき雇用する外国人農業支援人材がいなくなった場合はこの限りではない。
- 2 特定機関は、外国人農業支援人材が前項の規定により苦情を申し述べ、又は相談を行ったことを理由として、当該外国人農業支援人材に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第 13 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置

- 1 特定機関は、外国人農業支援人材が病気等のやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できないときは、当該帰国旅費を負担しなければならない。
- 2 特定機関は、他の特定機関との間における協定の締結等により、前項の場合において、特定機関が倒産等のやむを得ない理由により帰国旅費を負担することができないときに当該帰国費用が確保されるよう必要な措置を講じておかななければならない。
- 3 特定機関は、前 2 項に規定する帰国旅費について、賃金の控除等により当該外国人農業支援人材に負担させてはならない。

第 14 外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となった場合の措置

特定機関は、当該特定機関が特定機関の基準に適合しなくなった場合その他特定機関に起因する理由によって外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となった場合において、外国人農業支援人材本人に責がなく、かつ本人が継続して農業の就労目的で在留を希望するときは、当該外国人農業支援人材を受け入れる新たな特定機関あるいは入管法等改正法に基づく特定技能所属機関を確保するよう努めるものとする。

第 15 特定機関相互の連携

特定機関は、第 13 第 2 項及び第 14 の規定に定める措置の円滑な実施等本事業の円滑かつ確実な実施を図るため、すべての特定機関により構成する協議会を設けるよう努め

るものとする。

第 16 新制度施行後の外国人農業支援人材の新規受入れ

- 1 特定機関は、本事業に基づく外国人農業支援人材を新たに受け入れる場合には、令和 2 年（2020 年）3 月 31 日までに当該人材を入国させるよう計画的に手続を進めるよう努めるものとする。
- 2 特定機関は、雇用する外国人農業支援人材が在留資格の変更を行った場合には、別に定める様式により、速やかに適正受入管理協議会に報告しなければならない。
- 3 適正受入管理協議会は、第 1 項に規定する期限以降に、第 9 第 3 項の規定に基づき同項（1）に掲げる新たに外国人農業支援人材を雇用する内容の報告を受けた場合は、第 1 項の規定によらず引き続き本事業で受入れを希望する理由等について特定機関に報告を求めるものとする。